

6 区域見直しに伴う措置

経過措置及び新たな施策

(1) 経過措置

一定の経過措置期間（1年6ヶ月）を設け、その期間内に住宅防音工事又は機能復旧工事を希望された方々に対し区域見直し後もこれまでと同様に防音工事を助成

なお、工法が変更となる区域もこれまでと同様に防音工事を助成

(2) 新たな施策

告示後住宅に対する防音工事の助成

拡大区域

(3) 今回新たに指定した第一種区域に係る防音工事の助成

(1) 経過措置

① 今回指定解除する住宅防音工事対象区域

住宅防音工事

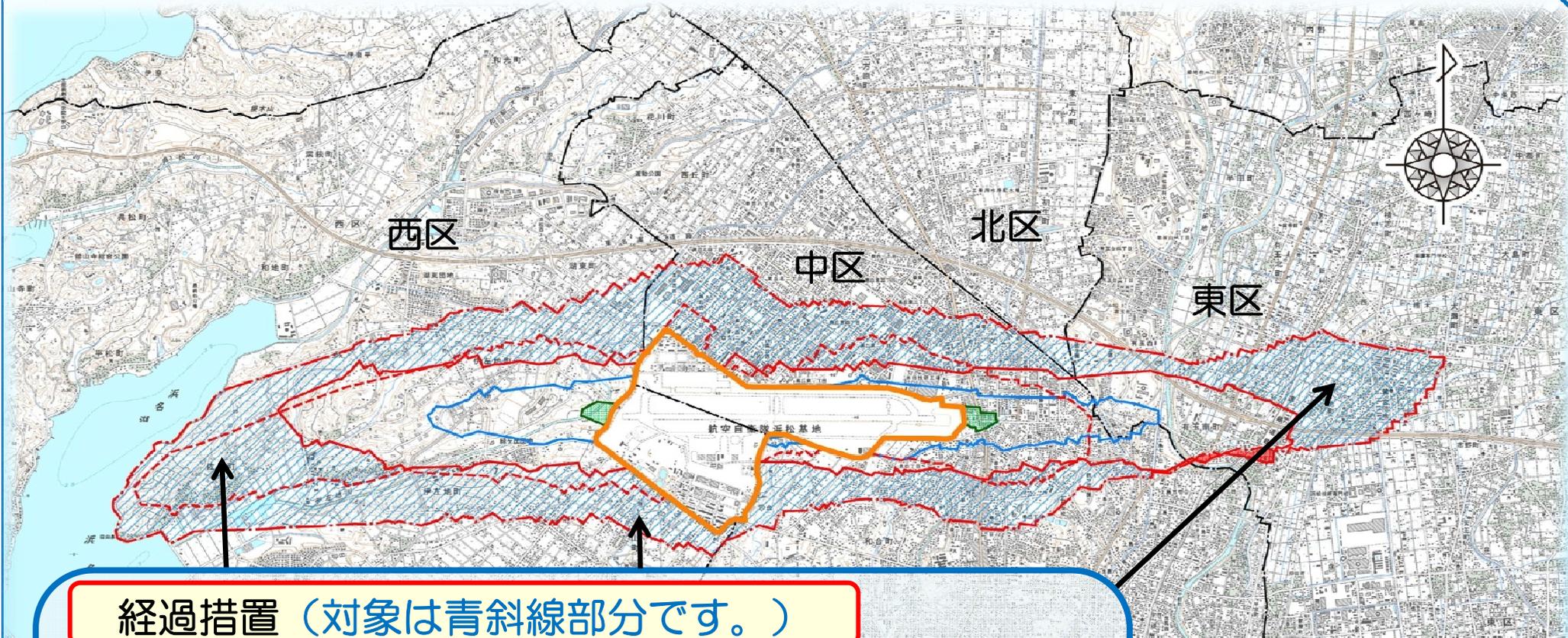
昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として平成25年7月31日までに工事の希望届を提出された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で助成を行います。

機能復旧工事

防音工事により設置した空気調和機器及び防音建具のうち、工事完了後10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器及び防音建具を対象として、平成25年7月31日までに工事の希望届を提出された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で助成を行います。

なお、平成25年8月1日以降は希望届の受付はできなくなりますので、ご注意ください。

今回指定解除する区域



経過措置（対象は青斜線部分です。）

今回解除する第一種区域（青斜線部分）において、昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに希望された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で助成を行います。

凡例

- 防衛施設
- 第一種区域(昭54.8.31告示)
- 第一種区域(昭56.7.18告示)
- 第一種区域(新)
- 工法区分線(新)
- 外郭防音対象区域の外郭線(新)
- 第一種指定解除区域

各区毎の拡大図は別紙のとおりです。より詳細な対象区域図（縦覧図）は、浜松防衛事務所に備え付けています。

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第317号）」

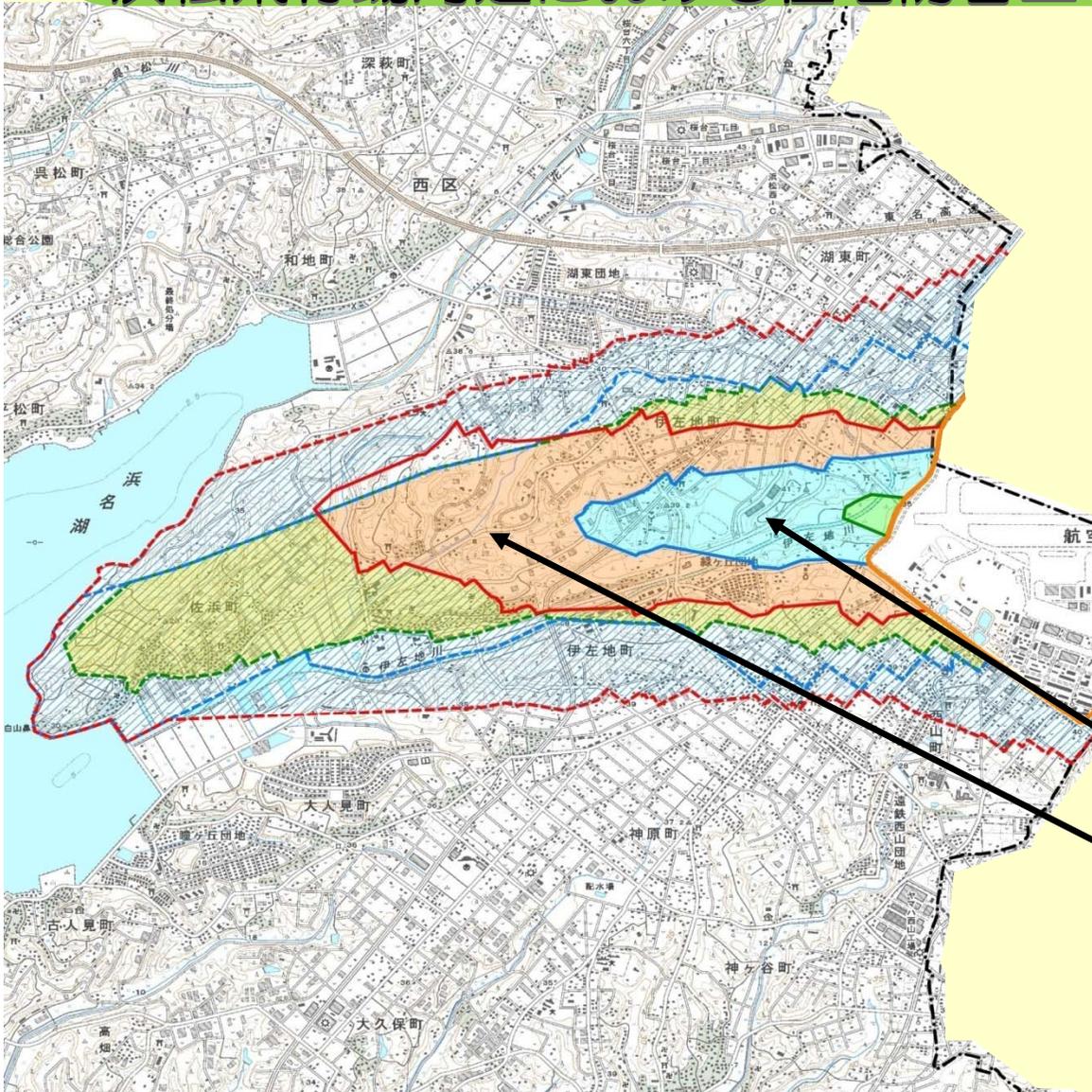
0 1 2 3km
1:50,000

②工法が変更となる区域

工法区分線（第一種区域内における住宅防音工事の工法を区分する線）及び外郭防音工事対象区域の外郭線の変更により外れてしまう区域については、昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに希望された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で助成を行います。

なお、平成25年8月1日以降は従来と同じ内容で助成はできなくなりますので、ご注意ください。

浜松飛行場周辺における住宅防音工事対象区域図（西区）



工法が変更となる区域 （青色及び橙色部分）

昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに希望された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で助成を行います。

-  第Ⅰ工法区域 → 第Ⅰ工法区域
（外郭防音対象区域）
-  第Ⅰ工法区域 → 第Ⅱ工法区域
（外郭防音対象区域）

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平23情複、第317号）」

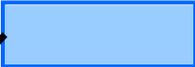
より詳細な対象区域図は、浜松防衛事務所に備え付けています。
この区域図は、どなたでもご覧いただけます。

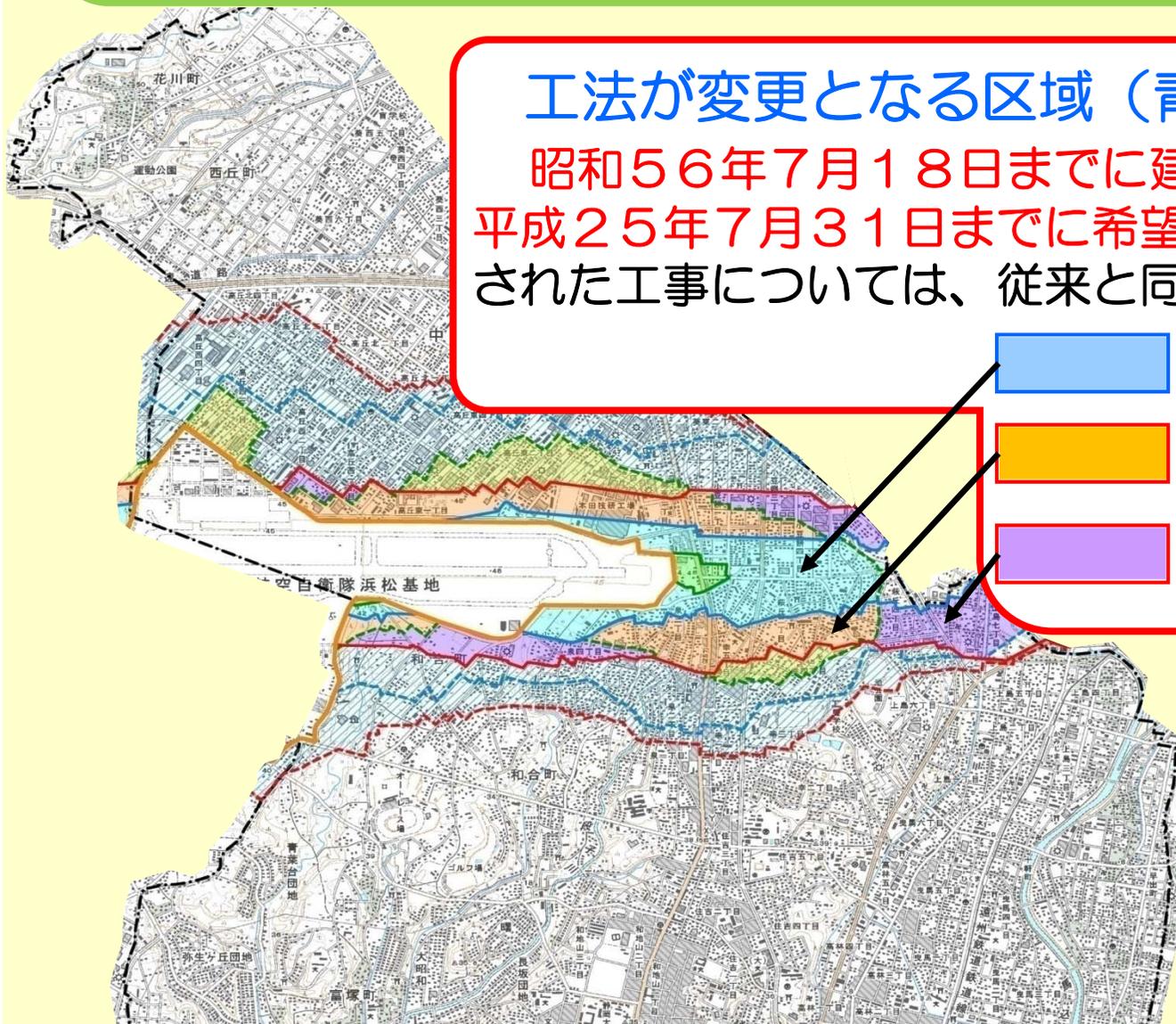
浜松飛行場周辺における住宅防音工事対象区域図（中区）



工法が変更となる区域（青色橙色及び紫色部分）

昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに希望された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で助成を行います。

-  第Ⅰ工法区域 → 第Ⅰ工法区域
(外郭防音対象区域)
-  第Ⅰ工法区域 → 第Ⅱ工法区域
(外郭防音対象区域)
-  第Ⅰ工法区域 → 第Ⅱ工法区域

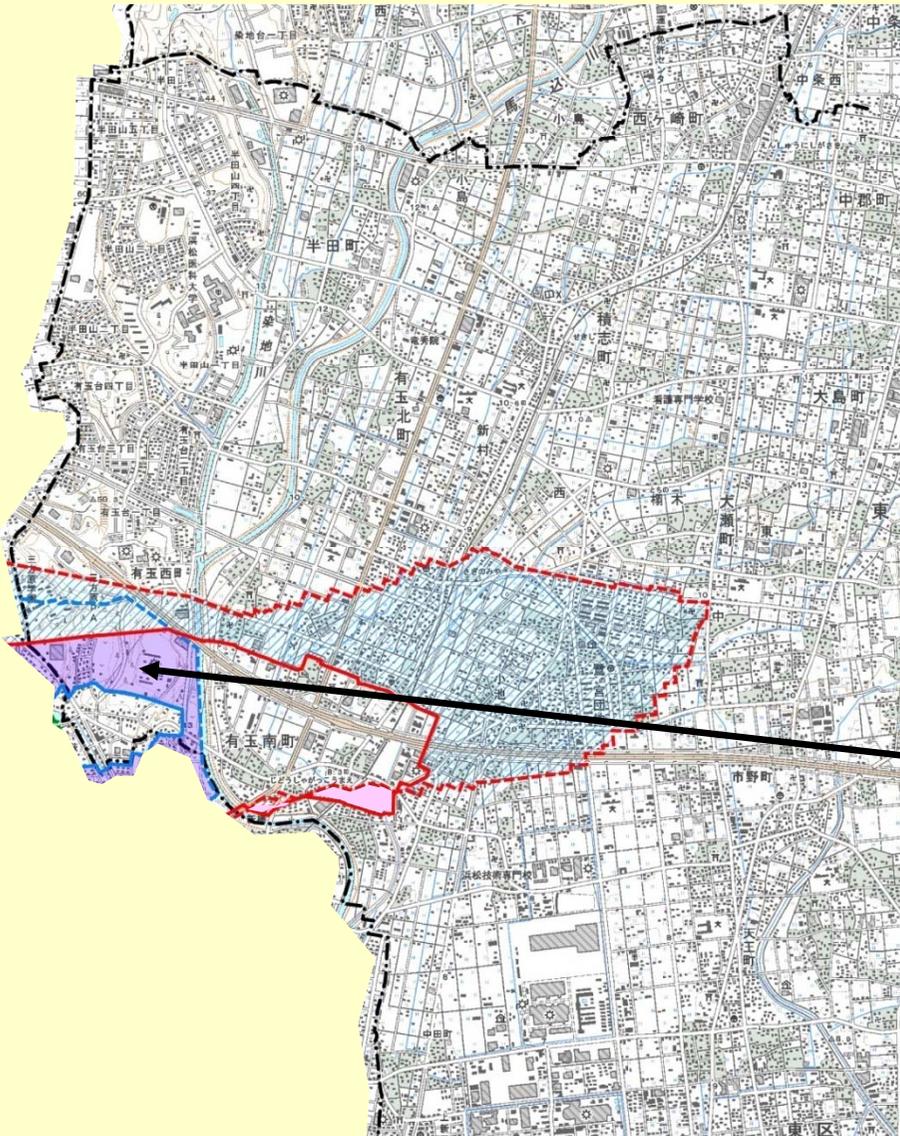


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平23情複、第317号)」

より詳細な対象区域図は、浜松防衛事務所に備え付けています。
この区域図は、どなたでもご覧頂けます。



浜松飛行場周辺における住宅防音工事対象区域図（東区）



工法が変更となる区域 (紫色部分)

昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに希望された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で助成を行います。

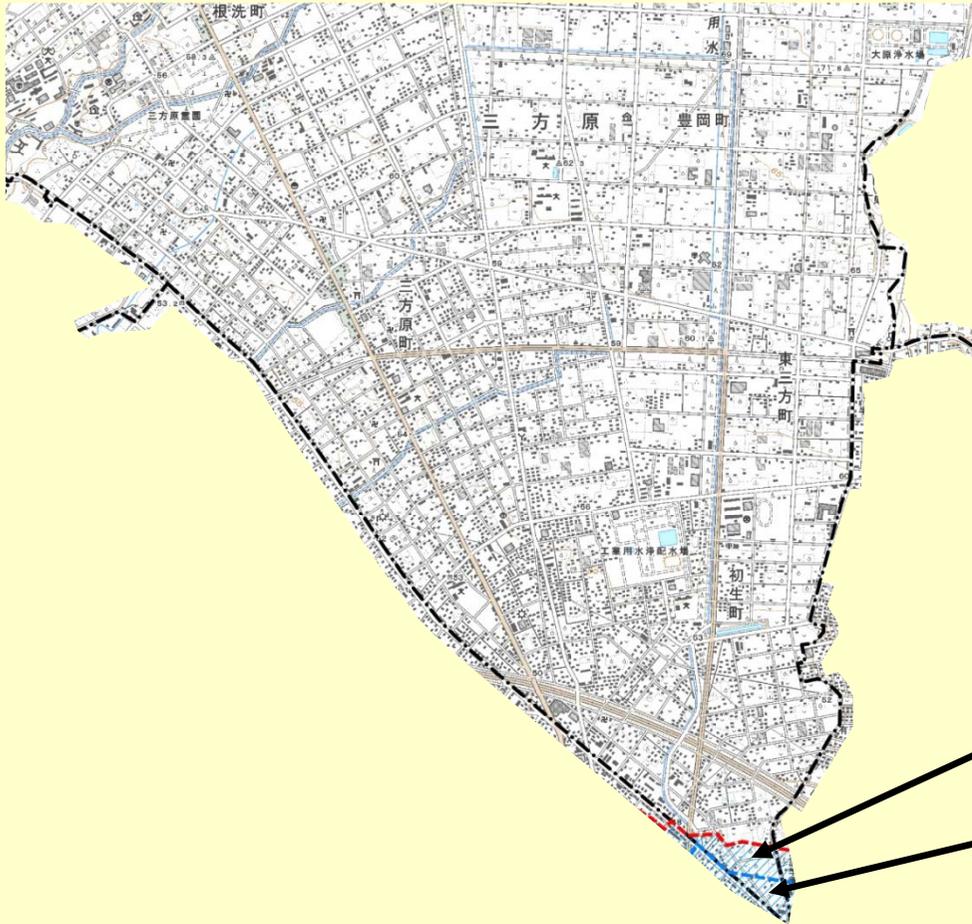
 第Ⅰ工法区域 → 第Ⅱ工法区域

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平23情複、第317号)」

より詳細な対象区域図は、浜松防衛事務所に備え付けています。
この区域図は、どなたでもご覧頂けます。



浜松飛行場周辺における住宅防音工事対象区域図（北区）



指定が解除となる区域 （青斜線部分）

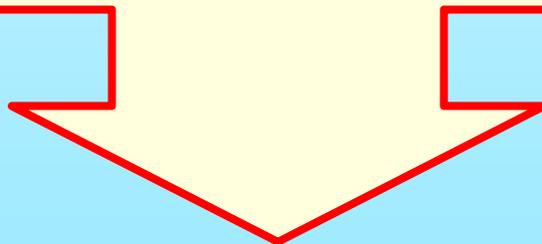
昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに希望された方に対し、その希望された工事については、従来と同じ内容で助成を行います。

-  第Ⅱ工法区域 → 解除区域
-  第Ⅰ工法区域 → 解除区域

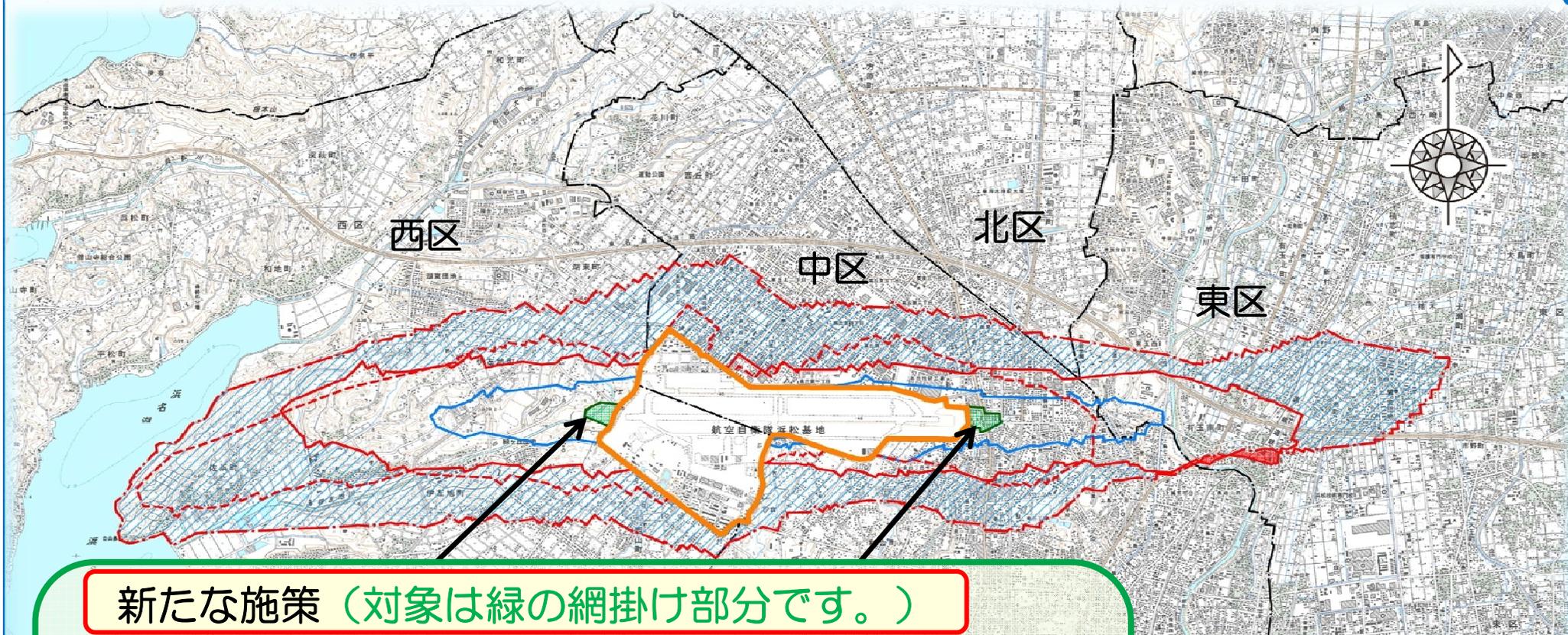
(2) 新たな施策

当面、区域見直し後の85WECPNL以上の区域内において、昭和56年7月19日から平成3年7月18日までに建設された住宅を対象として、いわゆる告示後住宅に対する防音工事の助成を行います。

※ 昭和56年7月18日以前に建設された住宅は、従来から助成対象となっています。



新たな施策（告示後住宅防音事業に係る区域）



新たな施策（対象は緑の網掛け部分です。）

当面、区域見直し後の85WECPNL以上の区域内において、昭和56年7月19日から平成3年7月18日までに建設された住宅を対象として、いわゆる告示後住宅に対する防音工事の助成を行います。

※ 昭和56年7月18日以前に建設された住宅は、従来から助成対象となっています。

凡例

- 防衛施設
- 第一種区域(昭.54.8.31告示)
- 第一種区域(昭.56.7.18告示)
- 第一種区域(新)
- 工法区分線(新)
- 外郭防音対象区域の外郭線(新)
- 第一種指定解除区域

各区毎の拡大図は別紙のとおりです。より詳細な対象区域図（縦覧図）は、浜松防衛事務所に備え付けています。

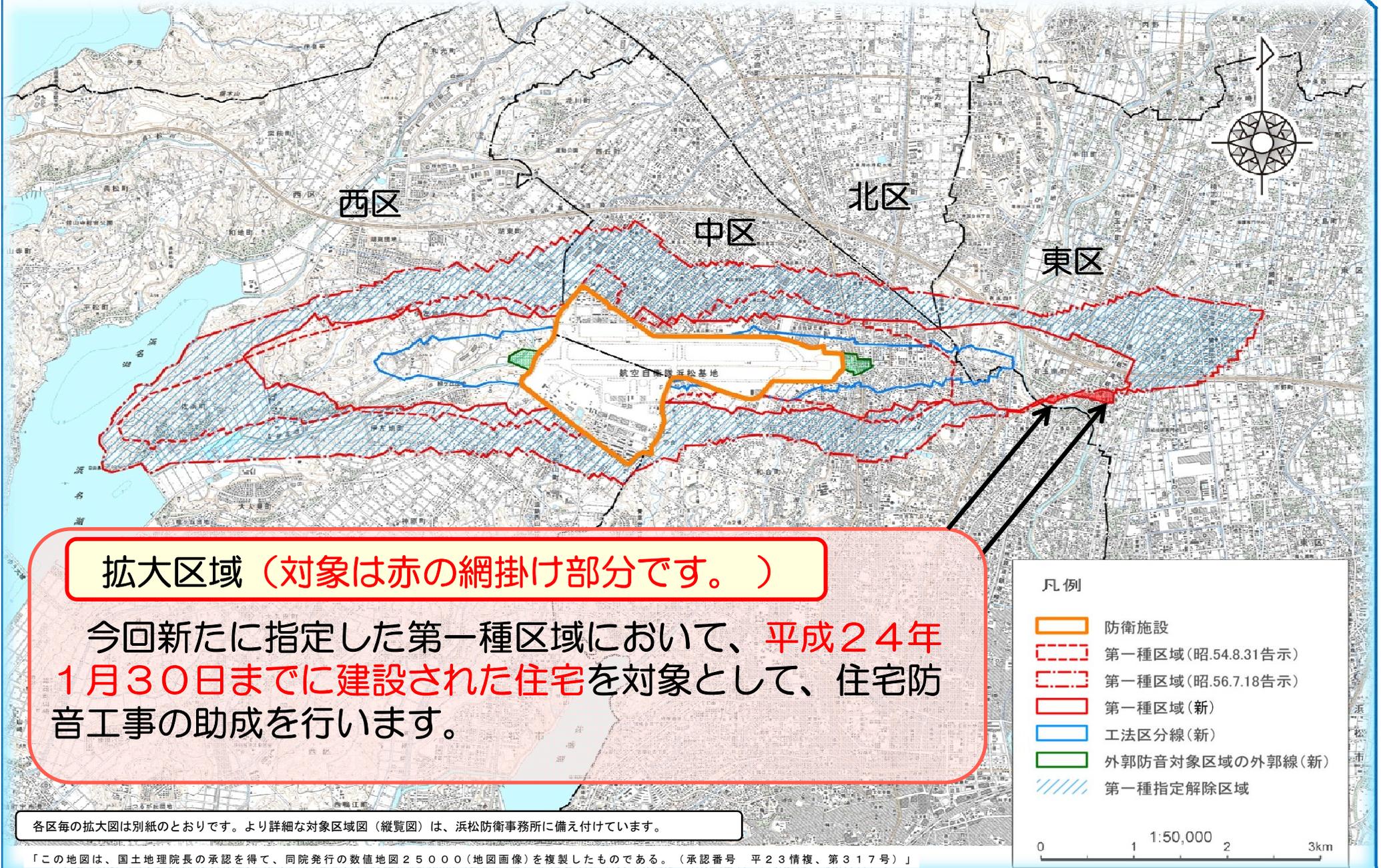
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平23情複、第317号)」

0 1 2 3km
1:50,000

(3) 拡大区域

今回新たに指定した第一種区域において、
平成24年1月30日までに建設された住宅
を対象として、住宅防音工事の助成を行います。

今回新たに指定した第一種区域



拡大区域（対象は赤の網掛け部分です。）

今回新たに指定した第一種区域において、平成24年1月30日までに建設された住宅を対象として、住宅防音工事の助成を行います。